

池上彰のマンガでわかる



公益財団法人 明るい選挙推進協会

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

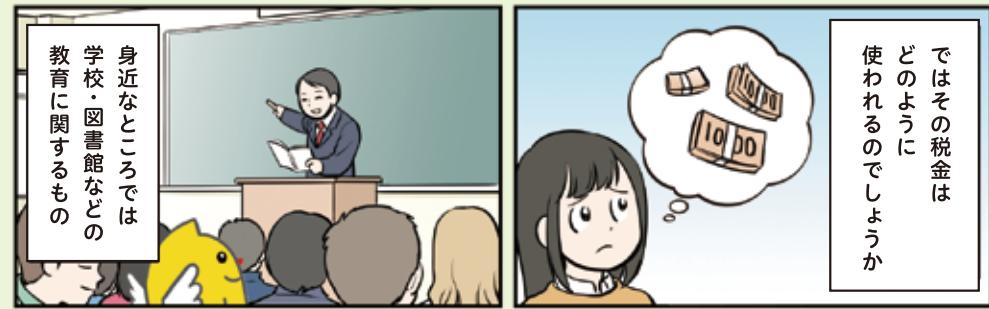
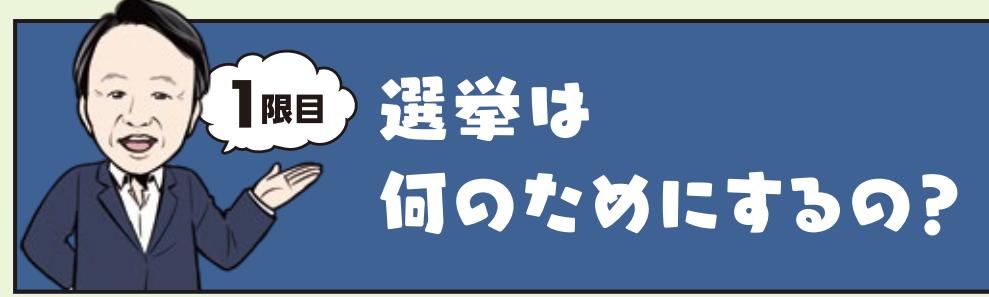


発行・公益財団法人 明るい選挙推進協会 TEL: 03-6338-019891 FAX: 03-5715-6780 http://www.akaruisenkyo.or.jp/ 東京都千代田区一番町13-3 ハクハク・クロス1番階アフロード



一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。<https://jla-takarakuji.or.jp/>





有権者の貴重な1票を議席に正しく反映させるために、選挙制度を改善する努力がなされています。

挙で採られているドント式は、各党の得票数をそれぞれ1、2、3、4……という整数で次々と除していき、その商の大きなものから順に並べ、その順に議員定数まで議席を割り当てるものです。

小選挙区制と比例代表制のメリット&デメリット

小選挙区制は、政権の選択についての国民の意思が明確な形で示され、政権交代の可能性が高い、政権が安定するなどの特性があります。反面で死票（当選に結びつかない票）が多く生じ、少数の大政党が対立する政治構造と結びつくともいわれます。比例代表制は死票を少なくし、有権者の支持率を当選者の構成比に反映させようとするものです。多様な民意を国政に反映するという特性が有る反面、小党を含む多数の政党が分立する傾向があるといわれます。日本の国会議員選挙は、衆参でしくみは違いますが、両方の要素を混合して用いています。

一票の格差とその是正

民主政では、どの人の一票も価値が同一であることが理想であり、これを実現するための努力が行われてきました。例えば、衆議院小選挙区の定数配分は、小選挙区比例代表並立制が導入された際には定数300（現在は289）のうち各都道府県に1議席を均等配分し、残りの253を人口に比例して配分する一人別枠方式が採られていましたが、2011年3月の最高裁大法廷判決において、この方式による定数配分が憲法の投票価値の平等に反する状態になっていると判断されました。そのため、2016年の改正により、都道府県ごとの定数は、2020年の大規模国勢調査の結果に基づき、人口比例の配分方式のうちのアダムズ方式によることとされました。これにより格差が従来より小さくなり、公平性が高まることが期待されています。反面、この格差は正の結果、多くの地域、特に地方において議席数が削減されることになります。



多様な選挙制度

民主政には全員が参加して意思決定を行う直接民主制と代表者を選んでその合議で意思決定を行う代表民主制があります。ほとんどの国では代表民主制が採られ、その場合選挙制度が重要になります。世界ではそれぞれの国の様々な事情を背景として、長い歴史の中で様々な選挙制度が試されています。その是非は民主主義の発展、民意の反映や政局の安定、国民の親しみやすさなど、いろいろな角度から検討される必要があるでしょう。

選挙は一定の区域を単位として行われ、それを選挙区といいます。1つの選挙区から2人以上選挙する制度を大選挙区制といい、1つの選挙区から1人だけ選挙する制度を小選挙区制といいます。

代表者の選出の方法には、**多数代表制**や**少数代表制**、**比例代表制**があります。**多数代表制**は、その選挙区の多数派の意思を優先させ、多数派から代表者を選出する方法で、その典型が小選挙区制です。**少数代表制**は、少数派にもできるだけ議席を与えようとする方法で、累積投票法や制限連記投票法などのしくみがあります。例えば累積投票法は有権者にその選挙区の議員定数と同じ数だけの投票権を与え、同一候補に何回でも投票できるようにする方法です。**比例代表制**は、各党の得票率に比例して議席を配分する方法です。方法はいろいろありますが、共通している点は一定の当選基準となる得票数を決めることと、この得票数を超えた票を他の候補者に移譲することの2点です。当選基数の計算方法、票の移譲のやり方も様々なので、組み合わせによって多くの比例代表制が考え出されています。日本の衆議院と参議院の比例代表選



2限目

選挙に行かないとどうなるの?

若い人の中には自分ひとりが投票に行かなくとも問題ないだろうと思っている人もいますよね

でも若者たちが投票に行かないとどうなると思いませんか？



政治家は投票に行かない若い世代よりも

投票に行く高齢者を優遇した政治を行ふかもしれません



たとえば高齢者への年金や介護の予算は年々増えていますが

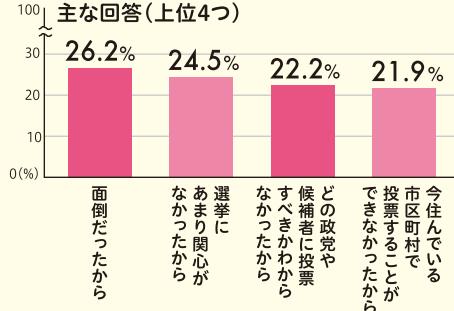
そのため子育てがしにくいという声がよく聞かれます

一方では子どもを保育所に預けようとしても待機児童がいてなかなか預けられない市区町村があります（※）



※厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（令和3年4月1日）」





なぜ投票に行かなかつたんですか?

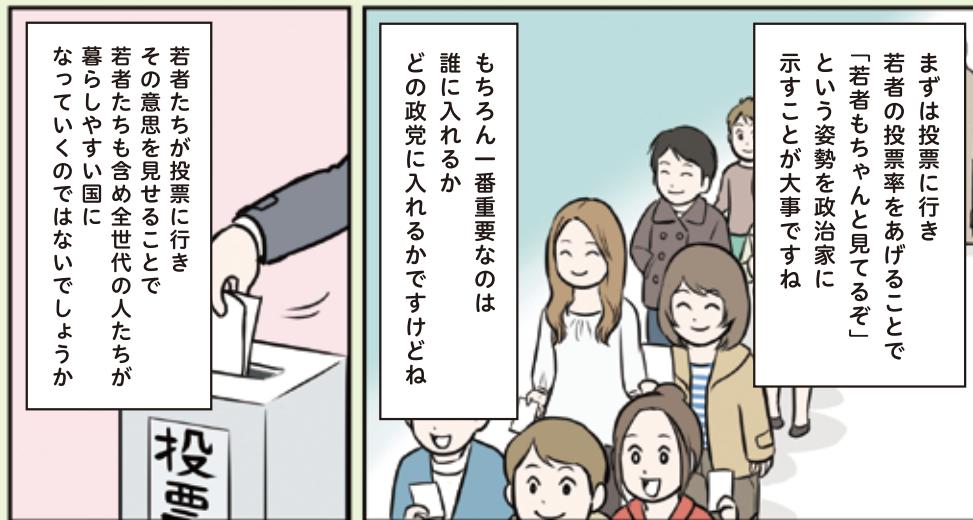
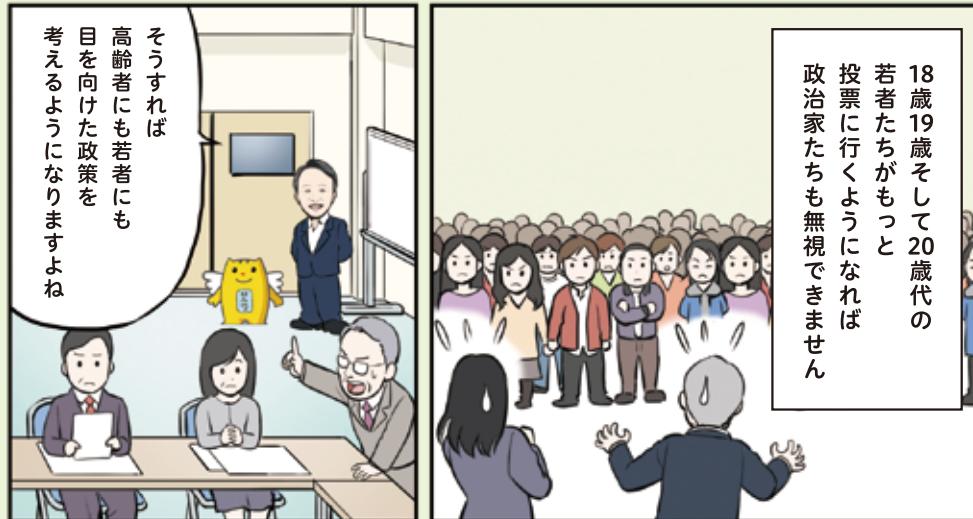
若者たちはなぜ選挙に行かないのか?
このような理由が多いようです

※出典: 第25回参院選に関する
ネット調査(明るい選挙推進会)

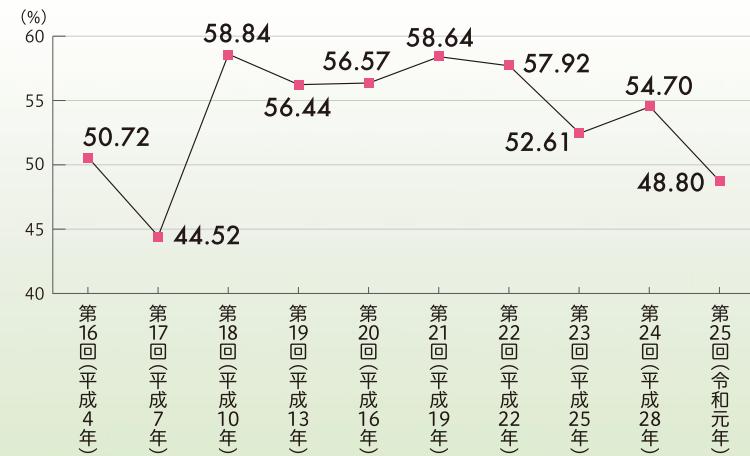
18歳・19歳に聞きました

投票に行かなかつた
投票で市町村で
今住んでいる
できなかつたから
選舉に
なかつたから
の政党や
候補者に投票
すべきかわから
なかつたから
投票することができなかつたから

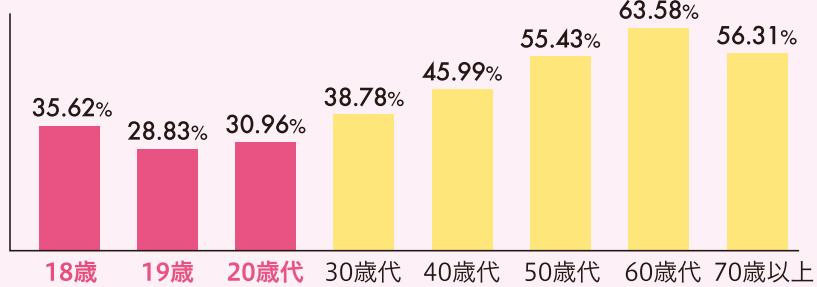
第25回参院選で
投票に行かなかつた



参議院議員通常選挙投票率の推移(選挙区)



第25回参院選年代別投票率



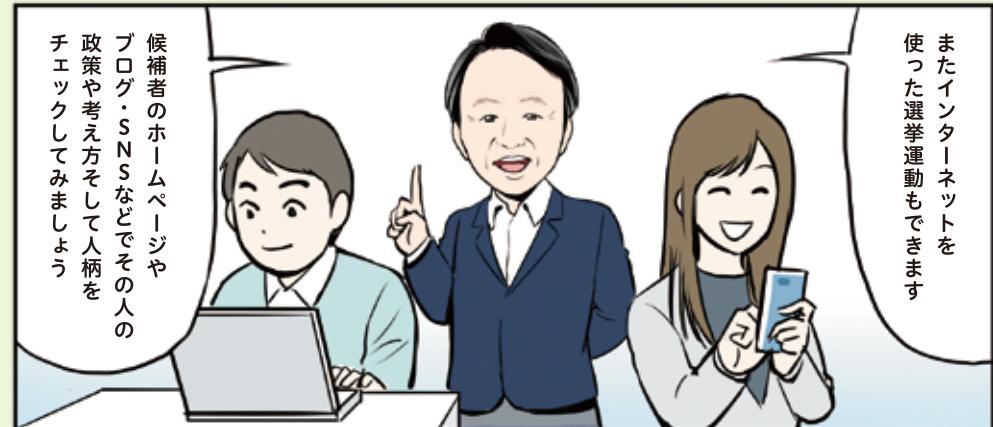
他の年代と比べてみると
若者の投票率は低いですね

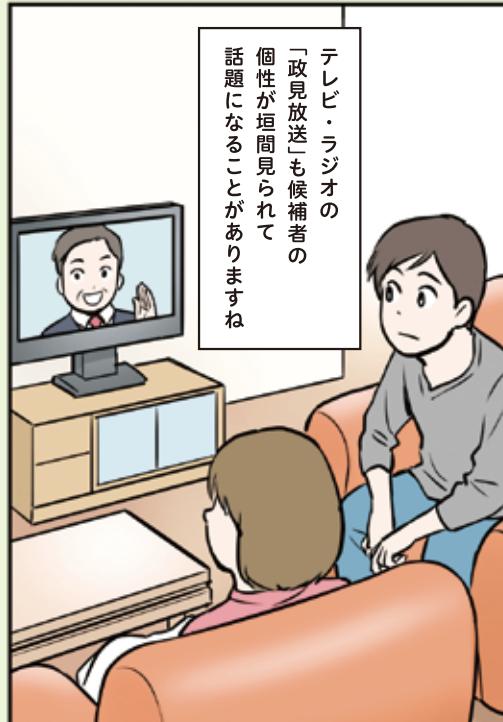


候補者ってどうやって選べばいいの?

3限目

内容のすべてを理解できなくても
まずは自分の関心のある分野を
比較してみると良いでしょう







IKEGAMI'S COLUMN

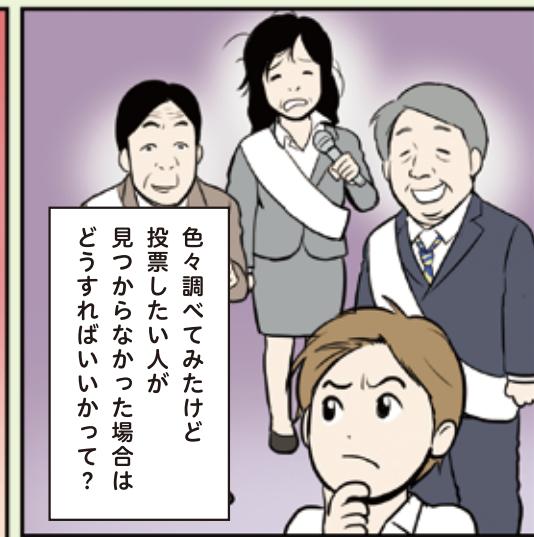
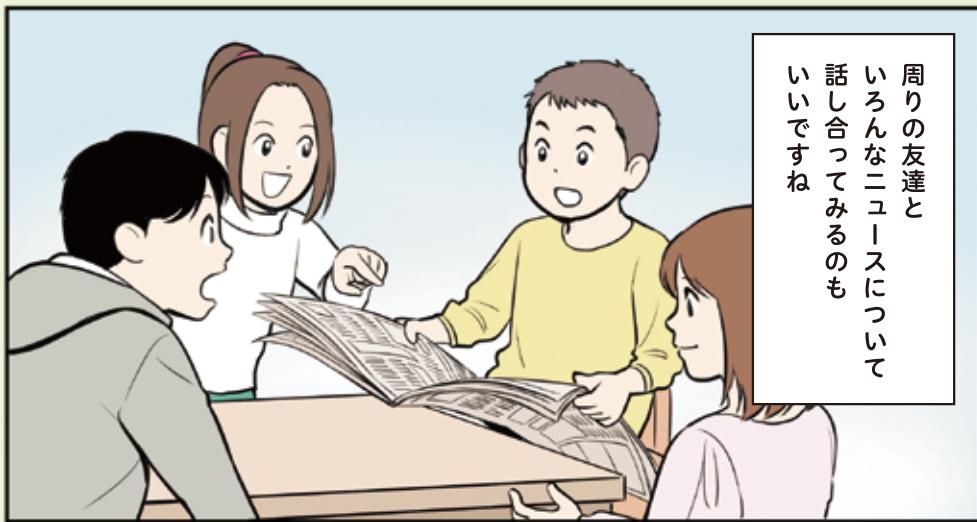
政治家の仕事、 政党の役割

政治家や政党は、自分とは関係のない、遠い世界のことと思つていませんか。でも、ちょっと考えてみてください。学校を出ても就職先がなかなか決まらない人がいますね。ひょっとすると、あなたもそうなるかも。これは、景気が悪くて企業が採用を手控えているからという場合が多いですね。景気をよくするために努力するのも政治家の仕事。政治家の集まりである政党の仕事なのです。あなたの人生にも関係してくるのです。

いる人もいるでしょうね。でも、故郷に働く場所はありますか？ 働く場所を増やすように努力する。これも政治家の仕事です。男女の出会いの場が少ない。これも深刻な問題ですね。仕事が忙しく、休む間もなければ、遊びにも行けないし、出会いのチャンスも少なくなります。仕事が忙し過ぎると、過労死も起こります。私たちが私生活も大切にしながら働けるようにすること。这也は政治家の仕事であり、努力するのも政治家の仕事。

政党の役割です。

結婚して子どもが生まれた。子育てをしながら働きたい。でも、子どもを預ける保育所が近くにない。これでは働けない。こ





こでも政治家の出番です。
どうですか。あなたの生活のあらゆる場面に政治が関係してくるのです。その政治を良くするために働く人が政治家です。でも、政治家一人ひとりの力は限られています。同じ考え方を持つ政治家たちが集まつて、世の中を動かそうとする。それが政党なのです。

世界経済フォーラムという団体があります。世界各国の指導者層の交流を目的とした団体で、毎年「ジェンダーギャップ指数」を発表しています。これは世界各国の男女格差を数字にしたものの、男女格差が少ない国ほど経済が発展するという観点から調査しています。

それによると、二〇二一年の日本は、世界一五六カ国中一二〇位という低い数字でした。先進国の中では最低レベルです。この指數は「政治」「経済」「教育」「健康」の四つの分野で男女の格差を示しています。日本は「教育」や「健康」の分野では世界トップレベルですが、「政治」

もっと女性の政治参加を

や「経済」で順位を落としています。

補者を一定割合以上にすることを各政党に義務付けたことで女性の国政進出が進んだのです。

院議員の割合が一〇%にも達していないことが、低い順位の理由です。参議院議員は二三%いますが、海外に比べれば低いことに変わりありません。(※)

政治の場に女性がないと、出産、育児に関して女性の立場に配慮がない政治が続く可能性が高くなります。こんなことが続いていれば、出生率が低くなるのは当然のことでしょう。少子高齢化は、政治に女性の視点

が少なかつたことによる当然の帰結なのです。

でも、女性の国会議員が多い北欧諸国も、最初から多かったわけではありません。女性の候



公務と育児を両立するフィンランドのサンナ・マリン首相

人たちの声を政治に反映させるためなのです。

あなたが住む地域に議会がないとしましょう。たとえば駅前をどのように再開発するかが問題になつたとき、そこに住む人々の意見は、どこに伝えればいいのでしょうか。

素敵な駅前にしたいから、お洒落なカフェやショッピングセンターなど、景色がいいなあ。緑もたくさんほしい。

あなたが住んでいる場所にも議会があります。議会は国会だけではありません。都道府県や市区町村にも、それぞれ議会があり、議員がいます。なんでも、こういう人たちが必要なので

車場も必要でしょう。

みんなの考えをまとめるのは大変ですね。役所の人たちが、勝手に青写真を作つて開発を始めたら、住んでいる人たちにどうして、住みにくい街になつてしまふ恐れがあります。

こんなとき議会の出番です。その地域から選ばれた議員が、住んでいる人たちの意見をまとめ、役所に伝えるのです。でも、議員のなり手がいなかつたら、あなたが住んでいる街は、住みにくくなるかも知れませんよ。地域のことをよく知っている人が、人々の声を役所に伝える。これも大事な仕事です。

人の利便性を考えて、巨大な駐いや、地域に住む人たちの働き場所が必要だから、なんといつてもオフィスビルでしょ。えー、それだとビルばかりになつてしまふ。そんなのいや。

何を言つているのか。街に来る



では、日本にできることは何でしょうか。あなたの意見を国政に反映させるためにも選挙は大切なことです。



4限目

有権者が気をつけないと いけない選挙のルール



IKEGAMI'S COLUMN

政治家と有権者はどこで接点？

政治が身近に感じられない。それでは選挙で投票しても世の中変わらないという気持ちになるとかも知れませんね。でも、政治は身近なものではないのでしょうか。

あなたが通った小学校のクラスの児童数は何人でしたか？私の小学校時代は一クラス五〇人でした。先生の目が行き届きません。「それではいけない」という有権者の声があつたからこそ、一クラスの児童数が低く抑えられるようになりました。

私の小学校時代、教科書はお

金を出して買うものでした。日本憲法第二六条に「義務教育は、これを無償とする」と明記されているのに教科書が有償なのはおかしいと問題になり、無料となつたのです。

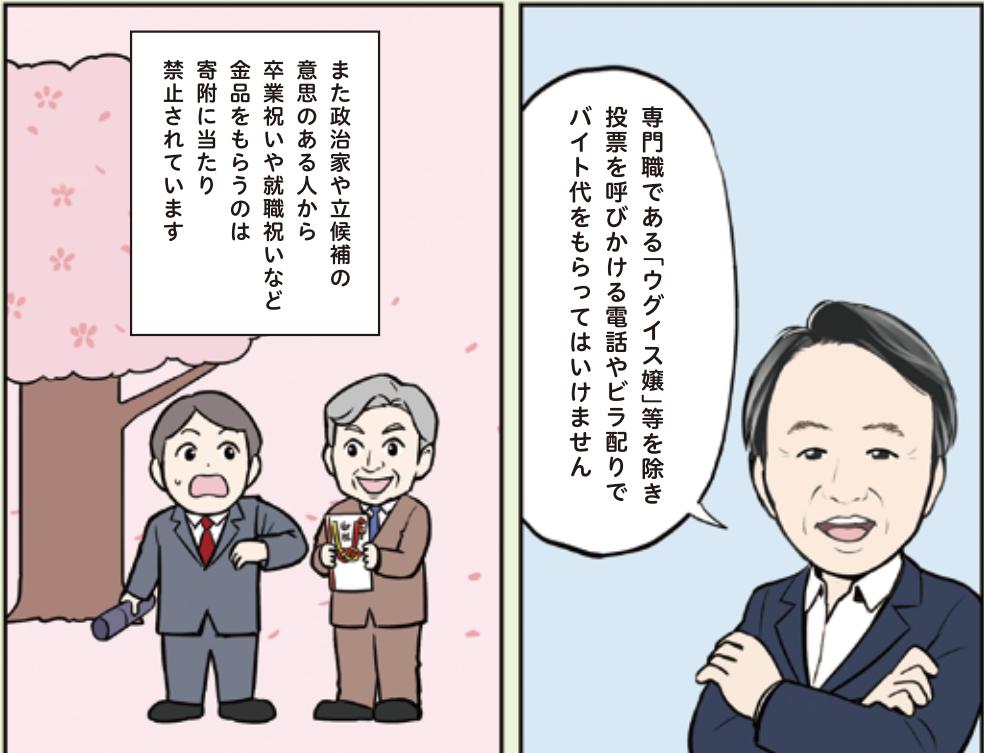
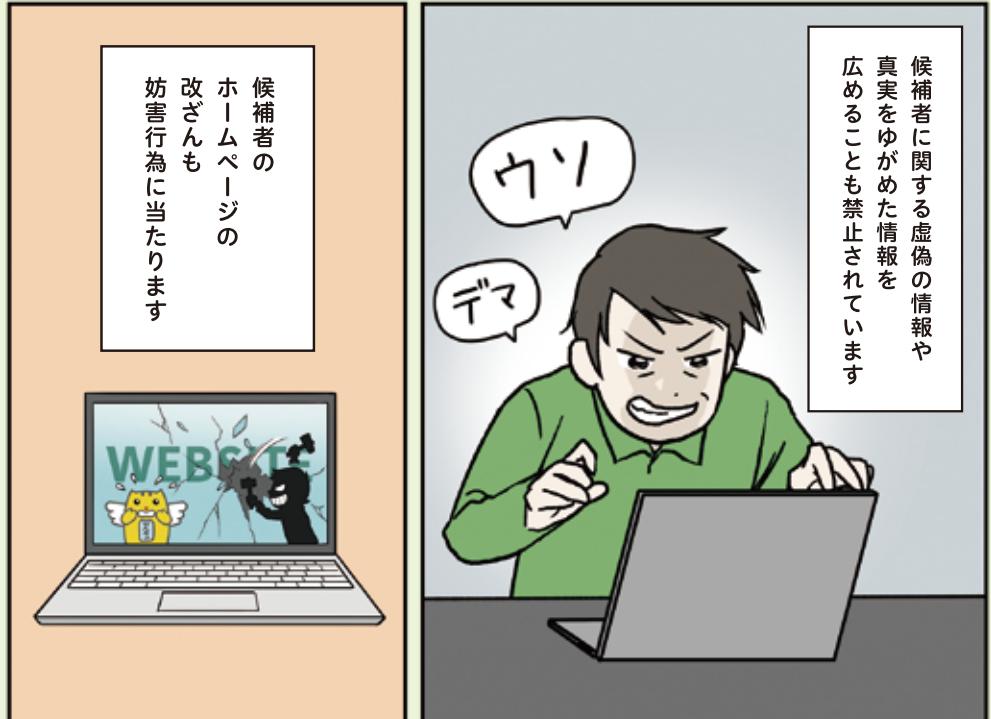
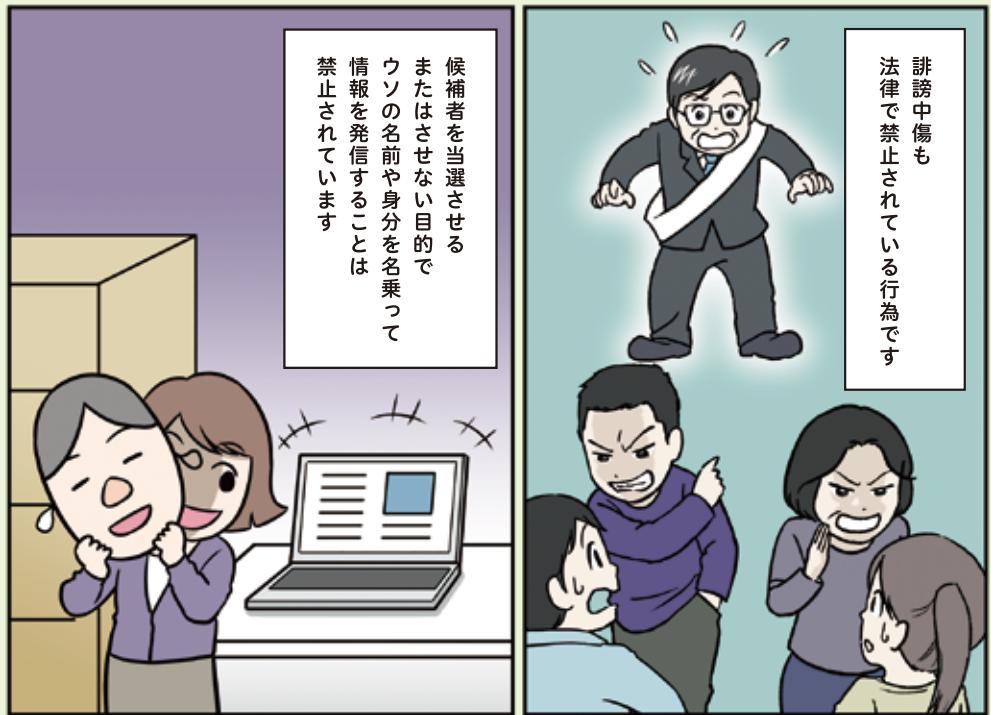
あなたはスーパーマーケットやコンビニで買い物をしますね。私たちも安心して買い物できるのです。これも「安心して食べられる商品を」という有権者の声が国会に届いたからです。

政治って意外に身近なものでしょう。でも政治家は身近に

いないって？いやいや、国議員も都道府県議会や市区町村議会の議員たちも、それぞれ事務所を持ち、あなたが意見や要望を伝えてくれるのを待っています。議員だけでは生活のあらゆる面について詳しく知ることはできません。生活者であるあなたが問題を伝えることで、政治家は動くのです。あなたも政治を動かしてみませんか。



選挙運動を手伝うことになった場合
ボランティアで行なうことが基本です



選挙運動のやり方ってどうなってるの？

✓ 立候補の届出前でもできること

- ・立候補の準備（政党の公認を求める行為、立候補の瀕踏行為など）
- ・選挙運動の準備（選挙事務所等の借り入れの内交渉、立札や看板、ポスター等の作成など）

✓ 立候補の届出前はできないこと

- ・投票の依頼、または投票の依頼と認められる行為

✓ 選挙期日でもできる選挙運動

- ・選挙ポスターを前日のまま貼っておくこと



選挙運動の方法は、大別すると、

印刷物その他の文書図画によるものと、

演説その他の言論による選挙運動に分類されます。



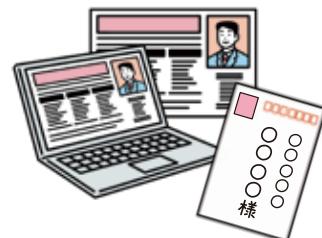
文書図画【ぶんしょとが】

文書図画とは、文字や記号、絵、写真などが記載されたものすべてをいいます。文書図画による選挙運動はお金のかかる選挙の原因となりやすいことから、詳細な規制があります。

文書図画には、はがき、ビラ、ポスター、パンフレット、書籍、新聞広告、候補者が身につけるたすきや胸章などがありますが、それぞれどのような場合に使えるかということや、規格、数量回数、配布方法や掲示場所などが詳細に決められています。

選挙管理委員会が発行し、候補者の経歴や政見、政党の政策などが掲載された選挙公報が、有権者に選択材料を提供するために配布されています。衆議院議員選挙・参議院議員選挙・都道府県知事選挙で発行され、その他の地方公共団体の選挙ではその地方公共団体の自主的な判断で条例に基づいて発行されます。

インターネットも文書図画に含まれます。有権者は、ウェブサイト等を利用した選挙運動はできますが、電子メールを利用した選挙運動は禁止されています。候補者・政党等は、どちらも可能です。



選挙運動とは？

政治に関わり、参加する方法は多種多様、社会をめぐる諸課題に関心を持ち、その解決に取り組もうとする人々が、それぞれ自分に合った方法で活動しています。政治家や候補者を応援する活動もその一つであり、みなさんもいろいろな形で参加する機会があるかもしれません。

そのうちの選挙運動は、有権者に各候補者の政見、政党の政策などを知らせ、一票を投じる判断の基礎となるものです。しかし、選挙運動を無制限に認めると、その選挙が候補者の財力などによって歪められることがあります。そこで、選挙の公正・公平を確保するために、「公職選挙法」によりルールが設けられています。

公職選挙法における選挙運動とは、「特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得若しくは得させる目的をもって、直接又は間接に必要かつ有利な周旋、勧誘その他諸般の行為をすることをいうもの」（1977年2月24日最高裁判決）です。



選挙運動ができる期間

選挙運動ができる期間は、立候補届が受理された時から、選挙期日の前日までです。この期間中であっても、選挙カーなどで連呼行為や街頭演説は、午前8時から午後8時までの間にを行うこととされています。届出が受理される前の選挙運動は事前運動として禁止され、選挙期日当日の選挙運動も禁止されています。

自由にできる選挙運動

次のような選挙運動は、制限に触れなければ誰でも自由に行うことができます。

○電話での投票依頼

誰でも自由に行えますが、候補者や出納責任者の指示でかけるような場合、料金は選挙運動費用に加算されます。

○個々面接など

来訪者や街頭で出会った人などに投票を依頼することができます。ただし、自分の方から訪ねる場合は、「戸別訪問の禁止」に当たらないことが必要です。また、選挙の演説会ではない集まり(街頭以外での場所)で、投票依頼をすることもできます。

禁止されている行為

×戸別訪問

投票を依頼したり、投票を得させない目的で戸別訪問することは禁止されています。選挙運動のため、演説会や演説があることを戸別に告知することや、特定の候補者や政党の名前を言い歩くことも戸別訪問になります。

×飲食物の提供

選挙運動に関して飲食物を提供することは、湯茶とお茶うけ程度の菓子のほかは禁止されています。ただし、衆議院の比例代表選挙以外の選挙では、選挙運動に従事する者および選挙運動のために使用する労務者に対するものであれば、所定の数と単価の弁当を提供できます。

×人気投票の公表の禁止

選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過または結果を公表することはできません。禁止されている理由は、人気投票がその方法、動機において必ずしも公正であるとは言えないものが多く、まして、これを選挙に反映させるということはけっして好ましいことではなく、弊害が多いからです。

明るい選挙推進協会「くらしの中の選挙」PDF



言論・その他

言論による選挙運動は、有権者にとっては候補者の人物や政見を知るのに役立ち、また、候補者や政党にとっても直接訴えられる利点があります。

【演説会】

候補者が開催するもの(個人演説会)と、衆議院議員の選挙で候補者や候補者名簿を届け出た政党が開催するもの(政党演説会など)があります。開催回数に制限はありませんが、選挙の種類によって、演説会の開催中使用できる立札や看板の総数が定められており、その結果として、同時に開催できる数は制限されます。



【街頭演説】



各選挙の候補者または衆議院議員選挙の候補者名簿を届け出た政党は、演説者が所定の標旗を立て、その場にとどまった状態で街頭演説を行うことができます。衆議院議員選挙では、このほかに候補者を届け出た政党が、停止した選挙カー・船舶の上や周辺で街頭演説を行うことができます。



【連呼行為】

演説会、街頭演説の場所、選挙カー・船舶の上で行うことができます。



【政見放送】

国会議員選挙すべて、都道府県知事選挙では、候補者の政見や主張を、テレビやラジオで放送します。

【経歴放送】

衆議院小選挙区選挙、参議院選挙区選挙、都道府県知事選挙では、テレビやラジオを通して、候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を紹介します。

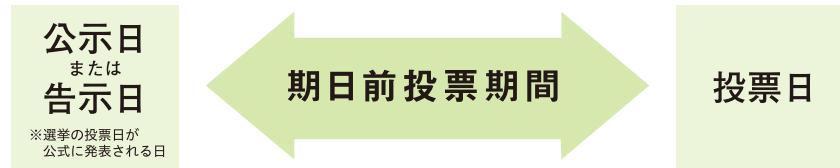
投票の種類と手順

いざ投票。投票の手順や、投票日に都合がつかなかつた場合の投票方法があることを知つておくと安心です。

SENKYO GUIDE BOOK

投票日当日に予定がある場合は「期日前投票」ができます

投票日に学校や仕事、旅行や冠婚葬祭などの予定が入っていて投票に行けないという方のために、公(告)示日の翌日から投票日の前日まで投票することができる期日前投票があります。

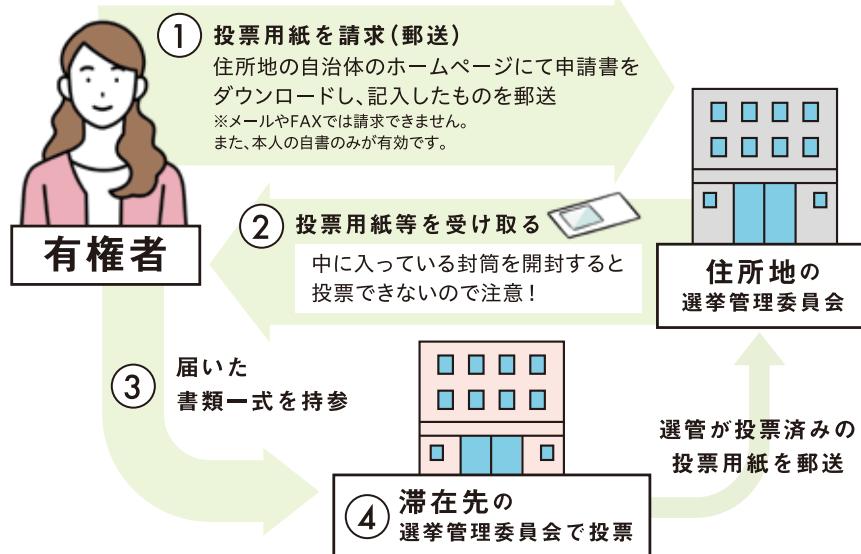


期日前投票ができる場所は投票日当日の投票所と違う場合もあります
公(告)示日以降、家に届く投票所入場券にその場所や投票時間が書いてありますのでチェックしましょう。
最近ではショッピングセンターや駅・大学の構内に設置するところも増えてきています。

選挙期間中に不在の方は「不在者投票」ができます

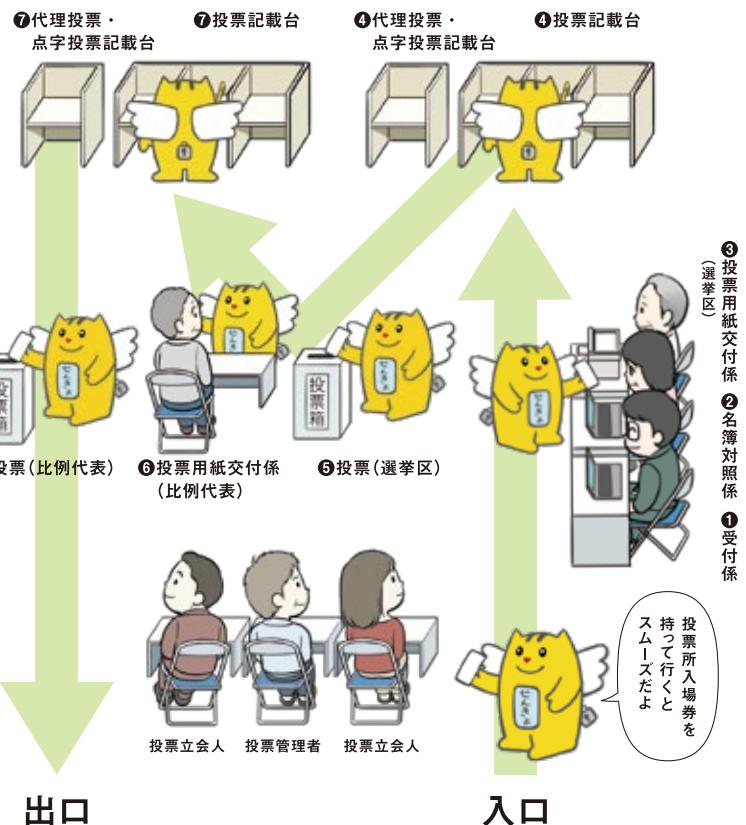
長期の旅行や仕事の出張などで選挙期間中に遠方に滞在している有権者は、滞在先の市区町村で不在者投票ができます。

不在者投票の流れ



※不在者投票は郵送で行うため時間がかかります。利用する場合は早めに請求書を送りましょう。

当日投票の流れ（参院選の場合）



投票は朝から夜まで！

投票時間は、朝7時～夜8時。地域によっては夜8時前に閉まる投票所もあるので、事前に自宅に送られてくる投票所入場券で確認しましょう

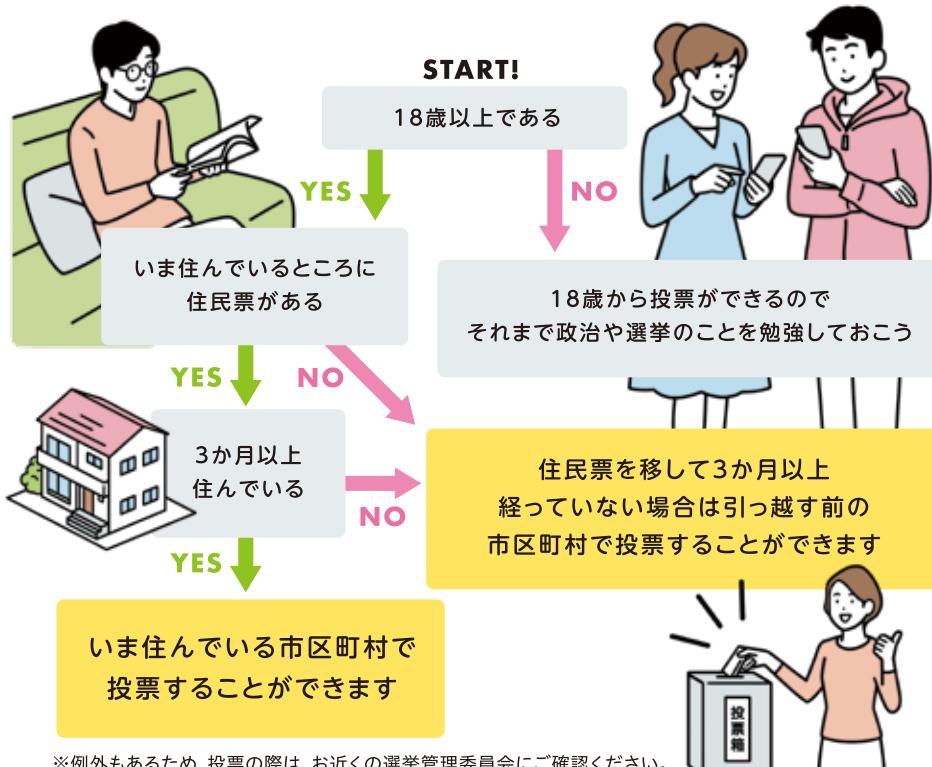
無効投票に注意！

投票用紙に余計なことを書くと、投票が無効になるので気をつけましょう

なくしてしまったら？

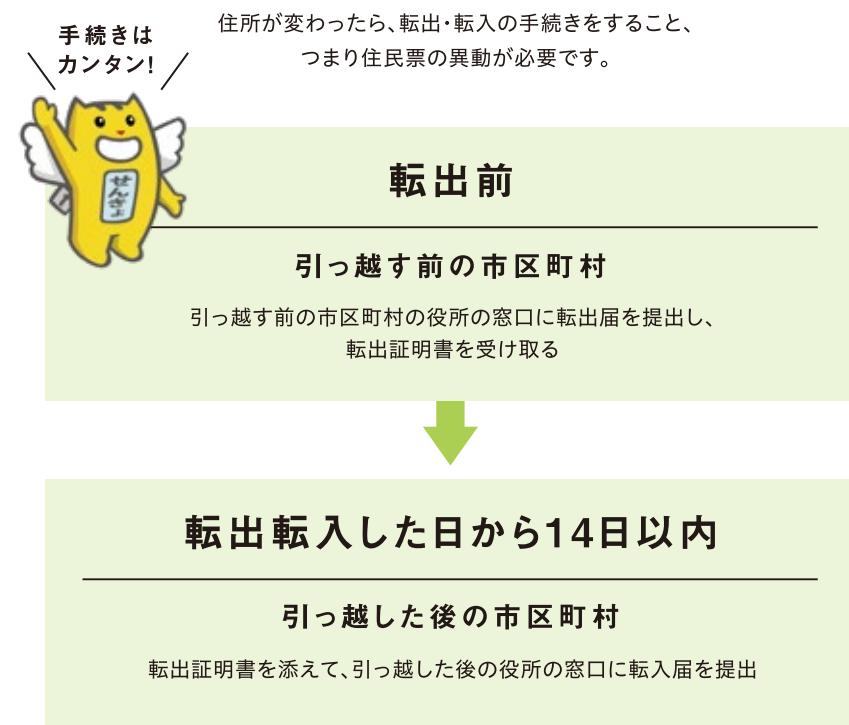
投票所入場券をなくしたり、忘れたりしても、選挙人名簿で照らし合わせた上で、本人確認ができれば投票できます

いま住んでいる地域で 投票できるか確認しよう



※地方選挙においては、
当該選挙の区域外に引っ越した方は投票できません。

引っ越しをしたら 住民票を異動しましょう!



転入届の提出の際、
「マイナンバーカード」の
記載事項の変更が必要です。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、
引っ越し前の市区町村には転出届を郵送し、あとは、引っ越しした後の
市区町村の窓口で転入手続きをすれば足ります。



さあここまで選挙の意義や候補者の選び方そして様々な投票の方法までひと通り説明してきました



全国各地で活動する若者選挙啓発グループ

様々な活動を通じて投票参加を呼びかける若者たちのグループが全国各地にあります。その数、およそ40グループ。彼/彼女らは、イベントでチラシやグッズを配ったり、小学校などで模擬選挙を行ったり、知り合いを集めて選挙についての話し合いをしたり。選挙の時には投票日周知の動画を作成したり、SNSで投票参加を呼びかけたりしています。サークル感覚で楽しんで活動している人も多いようです。

若者選挙ネットワーク参加グループ一覧 (2021年8月現在 計43団体)

グループ名	所在地	グループ名	所在地
Activate仙台	仙台市	明るい選挙推進センター	愛知県
福大VOTEプロジェクト	福島県	青年選挙ボランティア	名古屋市
とちぎ若者選挙推進部	栃木県小山市	ライトスタッフ	三重県
TCUE投票ファクトリー	群馬県高崎市	皇學館大学CLL「若者の投票率UP!プロジェクト」	三重県
埼玉県選挙カレッジ	埼玉県	四日市選挙啓発学生会「ツナガリ」	三重県四日市市
E-Railさいたま	さいたま市	右京区学生選挙センター	京都市右京区
若者選挙啓発部	東京都品川区	長岡市明推協青年部会	京都府長岡市
MINATO「選挙いい得?!」プロジェクト	東京都港区	ボリレンジャー～若者の手で政治をよくし隊!～	島根県
文京 Vote Supporters	東京都文京区	しまね県大政経塾	島根県
Vote at Chuo!!	東京都八王子市	広島市明るい選挙ユースボランティア「ひろしま☆選挙係」	広島市
かながわ選挙カレッジ	神奈川県	選挙コンシェルジュ	愛媛県松山市
横浜市イコットプロジェクト	横浜市	Our Vote, Our Voice!	高知県
信州投票率上げようプロジェクト	長野県長野市	福岡市明るい選挙推進グループCECEUF	福岡市
Niigata選挙カレッジ	新潟県	選挙を考える大学生のつどい	北九州市
若者選挙パートナー	静岡県	選挙啓発活動団体 投票促進委員会KU	福岡県久留米市
金沢市選挙サポーターE7	石川県金沢市	長崎県明るい選挙推進センター	長崎県
明るい選挙推進青年活動隊CEPT	福井県	Youth Vote Oita	大分県
岐阜県若者の選挙意識を高める会	岐阜県岐阜市	宮崎公立大学選挙啓発部・ライツ	宮崎県宮崎市
政治と高校生の架け橋を創る会	岐阜県岐阜市	ミニ選挙管理委員会2001(in延岡)	宮崎県延岡市
こぞって投票にいこまいプロジェクト	岐阜県瑞穂市	学生投票率100%をめざす会	鹿児島県
IKOMAIプロジェクト	岐阜県関市	選挙コンシェルジュ鹿児島	鹿児島県鹿児島市
かかみがはら若者選挙センター「めぐる」	岐阜県各務原市		

全国の若者選挙啓発グループが連携を図るため、2014年12月「若者選挙ネットワーク」を結成しました。

